

年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。（40 点）

(1) 次は公的年金制度の平成 16 年改正に関する記述である。

<平成 19 年 4 月 1 日施行>

平成 19 年 4 月 1 日以降に成立した離婚については、婚姻期間中（平成 19 年 4 月以前を含む。）の標準報酬を、離婚時の当事者の（ ）または（ ）の決定に基づいた（ ）によって分割することができる。（ ）の上限は（ ）%である。

<平成 20 年 4 月 1 日施行>

施行日以降に夫婦が離婚した場合には、（ ）により、施行日以降の第 3 号被保険者期間の標準報酬の 2 分の 1 を分割することができる。

(2) 厚生労働省は「厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果」について、平成 17 年 3 月に報告書を公表している。次は、その中での公的年金制度の平成 16 年改正に関する記述である。

次世代育成支援等の少子化対策は、年金財政の観点からも重要であることから、年金制度においても次世代育成支援を行うこととされた。

平成 16 年改正では、育児休業中及び育児休業に準ずる休業中の保険料免除措置の対象が 1 歳未満から（ ）歳未満に拡大された。また、子が（ ）歳になるまでの間、勤務時間短縮などの措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、保険料は、低下した標準報酬で徴収するが、年金額については子供が生まれる前の標準報酬で算定する仕組みが新たに設けられた。

(3) 次は「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の「第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項」に規定されている記述である。

同一基金内において、次により給付設計を異にする（ ）区分を設けることができること。

1. （ ）の労働協約、就業規則、給与規定、退職金規程等により、定年年齢、給与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を通じて一本の給付設計を行うことが困難な場合は、これらの労働条件の類似する加入員を構成員とする（ ）区分を設けることができること。この場合であっても、（ ）の基金については、（ ）別による（ ）区分を原則とするが、各（ ）の労働協約、就業規則、給与規定、退職金規程等に照らして、当（ ）区分の構成員の労働条件の類似性が客観的に認められる場合には、（ ）別によらない（ ）区分を設けることができること。
2. いずれの（ ）区分においても、プラスアルファは（ ）割程度までは確保されていること。ただし、（ ）の負担が困難なためやむを得ず給付設計の変更を行う場合にあっては、これに該当する設立事業所に関してはこの限りでないこと。
3. （ ）の基金内で（ ）間を移動する場合に発生する（ ）については、（ ）することができること。

(4) 次は確定給付企業年金法施行規則に規定する「非継続基準に基づく積立不足に伴い拠出すべき掛金の額」に関する記述である。

非継続基準に抵触した場合に掛金として拠出しなければならない額は、次のいずれかの額とする。

1. 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額に、下記イの額以上口の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額。

イ. 次の表の左欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下同じ。）の区分に応じて同表の右欄に定める額。

積立比率	額
0.8 未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下この表において「不足額」という。）から最低積立基準額に 0.2 を乗じて得た額を控除した額を 5 で除して得た額に、最低積立基準額を（ ）(平成（ ）年 3 月 31 日までは 100) で除して得た額を加算した額
0.8 以上 0.9 未満	不足額から最低積立基準額に 0.1 を乗じて得た額を控除した額を 10 で除して得た額に、最低積立基準額を（ ）で除して得た額を加算した額 (平成（ ）年 3 月 31 日までは、不足額から最低積立基準額に 0.1 を乗じて得た額を控除した額を 10 で除して得た額)
0.9 以上 1.0 未満	不足額を 15 で除して得た額 (平成（ ）年 3 月 31 日までは零)

ロ. 積立金の額が最低積立基準額を下回る額。

2. 当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して 7 年（平成（ ）年 3 月 31 日までは（ ）年）以内の事業年度の末日における積立比率が 1.0（平成（ ）年 3 月 31 日までは 0.9）以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額。ただし、当該翌事業年度に係る額が 1.ロの額（積立金の額が最低積立基準額を下回る額）を超えるときは、1.ロの額とする。

イ. 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、前回の（ ）で用いた予定利率を上回らないこと。

ロ. 最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率は、当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率と当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率とのいずれか高い率を上回らないこと。

ハ. 当該毎事業年度の掛金の額の見込額は、平準的に定められるもの又は毎事業年度における掛金の水準の伸びが前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。

(5) 次は確定給付企業法施行令に規定する「確定給付企業年金から確定拠出年金へ一部移行する場合の積立金の移換」に関する記述である。

確定給付企業年金から確定拠出年金へ一部移行する場合の積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産（確定拠出年金法に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てるものであること。
2. （ ）となるべき者の範囲が確定給付企業年金の規約において定められていること。
3. 2 の（ ）となるべき者の範囲は、特定の者について不当に差別的なものでなく、かつ、加入者が任意に選択できるものでないこと。
4. 当該（ ）の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額（以下「（ ）」という。）であること。
 - イ) 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を基準として給付の減額がないものとして計算した（ ）
 - ロ) 規約変更日を基準として計算した給付の減額後の（ ）
5. （ ）となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への（ ）の移換に代えて（ ）の支払を受けることを希望する者（確定給付企業年金から確定拠出年金に一部移行することにつき規約に定めることに同意しない者に限る。）に対して、（ ）の支払を行う旨を確定給付企業年金の規約で定める場合にあっては、当該（ ）を一時に支払うものであること。
6. 規約変更日における積立金（（ ）に係る（ ）の合計額を除く。）の額は、次に掲げるいずれの額も下回らない額であること。
 - イ) 規約変更日を基準として計算した（ ）
 - ロ) 規約変更日を基準として計算した（ ）

(6) 次は、適格退職年金契約の自主審査要領に規定する記述の一部である。

< 給付の不利益変更のうち受給資格の変更に関する記述 >

イ 次に掲げる場合は、相当の事由があるものとして受給資格を変更することができる。

- (イ) 定年給付のみの制度又は定年のみに年金の受給資格を付与している制度において、定年延長されたことに伴い、受給資格が新定年年齢に上げられるとき。
- (ロ) 制度の改善、合理化等を図るため、年金の受給資格を上げて、従前の（ ）を一時金に振替え支給するとき。
- (ハ) 勤続期間の短い（おおむね（ ）年未満）退職者に対する年金又は一時金の受給資格を延長するとき。ただし、その延長時における加入者については従前の受給資格が適用される旨の経過措置を設ける場合に限る。

- ロ 次に掲げる場合において、()があるときは、相当の事由があるものとして、受給資格を変更することができる。
- (イ) 年金額が僅少のため年金給付の目的に合わなくなった制度において、年金の受給資格の取得期間を延長し、全体として従前の総給付現価を上回るよう年金額を上げるとき。
- (ロ) ()の受給資格の取得期間を延長することに伴い、年金規程等の受給資格の取得期間を延長するとき。
- (ハ) 新たに退職金の一部又は全部を移行し、()を行うことに伴い、()の受給資格に合わせるため、年金規程等の受給資格の取得期間を延長するとき。
- (ニ) ()により退職給付の受給資格を変更しなければならなくなったことに伴い、年金規程等の受給資格を変更するとき。

<過去勤務債務等の積立方法のうち過去勤務債務等の洗替基準に関する記述>

財政再計算を行うとき及び基礎率の変更がある場合は、過去勤務債務等の洗替を行う。また、基礎率の変更がない場合であっても、次に掲げる場合において必要と認められるときは、過去勤務債務等の洗替を行うものとする。

- イ () 受給資格の緩和又は()を追加したとき。
- ロ 法人の()が行われるとき。
- ハ 共同委託者(結合子会社)を追加又は除外するとき。
- ニ ()を払い込む必要が生じたとき。
- ホ 受益者等が企業型年金加入者となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるため、()し、適格年金契約の資産の移換を行うとき。
- ヘ その他過去勤務債務等の額が著しく増減すると見込まれるとき。

(7) 次は社団法人日本アクチュアリー会及び社団法人日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」の「3.1 適用範囲」に関する記述である。

会計上の債務・費用の評価を行う退職給付は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて退職以後に従業員に支給される給付であり、必ずしも成文化されていることを要しているわけではない。したがって、対象となる退職給付の範囲については、依頼者と十分に協議することが必要である。

また、役員の退職慰労金や()がある制度の当該()部分の給付については原則として適用対象外になるが、後者の制度で当該部分を明確に区分することができない場合には、全体を一つの退職給付制度とみなして処理することが認められている。この場合、()と()には()部分を含めるが、()は全体の()から()額を控除した額となる。

なお、()制度や確定拠出型の企業年金制度などのように、将来の退職給付に対して拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、基本的には当該制度に基づく()をもって費用処理することが認められており、したがって、()や()を計算することは要しないことになる。

(8) 次は社団法人日本年金数理人会「倫理規範」の利害の対立に関する条文である。

会員は、依頼された年金数理業務を公正に行うことに支障がないと判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、利害の対立が生ずる恐れのある場合には、()されていなければ、その業務を行ってはならない。

問題 2. 社団法人日本アクチュアリー会及び社団法人日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている以下の事項について簡記せよ。なお、解答は指定の解答用紙 2 枚以内に記入のこと。(10 点)

- (1) 複数制度を採用している場合の合理的な基礎率の設定(実務基準 2.8)
- (2) 複数事業主制度を採用している場合などの合理的な基礎率の設定(実務基準 2.9)

問題 3. ポータビリティに関してまとめた以下の表の空欄のうち、～ は以下の選択肢 A～Mの中から最も適切なものを選び(複数回選択可)、は空欄を埋めよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(10 点)

- A: 脱退一時金相当額の移換(基本部分は権利義務の移転が必要) 権利義務の移転
- B: 脱退一時金相当額の移換(基本部分は企業年金連合会へ移転が可能)
- C: 脱退一時金相当額の移換、権利義務の移転
- D: 脱退一時金相当額の移換(基本部分は企業年金連合会へ移転が可能)、権利義務の移転(代行部分は企業年金連合会へ移換)
- E: 脱退一時金相当額の移換(基本部分は権利義務の移転が必要) 残余財産の移換
- F: 脱退一時金相当額の移換
- G: 脱退一時金相当額の移換(代行部分は企業年金連合会へ移換が可能)、権利義務の移転
- H: 脱退一時金相当額の移換(代行部分は権利義務の移転が必要) 権利義務の移転
- I: 権利義務の移転
- J: 脱退一時金相当額の移換、残余財産の移換
- K: 脱退一時金相当額の移換(代行部分は権利義務の移転が必要) 残余財産の移換
- L: 脱退一時金相当額の移換(代行部分は企業年金連合会へ移転が可能)、権利義務の移転(代行部分は企業年金連合会へ移換)
- M: 脱退一時金相当額の移換(代行部分は企業年金連合会へ移転が可能)

移換先 移換元		厚生年金基金	確定給付 企業年金	企業型 確定拠出年金	企業年金 連合会
		厚生年金基金			
確定給付企業年金					
企業年金連合会	厚生年金基金 由来者	()の移換	()の移換	()の移換	
	確定給付企業年金 由来者	()の移換	()の移換	()の移換	

問題 4. ある確定給付企業年金制度の事業年度末の決算において、積立金の額が積立上限額を上回った。この場合の掛金の控除額及び控除方法について以下の設問に答えよ。

なお、掛金の控除方法は、確定給付企業年金法施行規則（以下「規則」という。）第 60 条第 1 項第 1 号による方法及び同項第 2 号による方法の 2 つがあるが、本問において、それぞれ「前詰め控除方式」、「均等控除方式」という。

また、解答は指定の解答用紙に記入のこと。（15 点）

(1) 掛金の控除を行う場合に、次のアからウに関する条件を述べよ。

ア．掛金の控除開始時期

イ．掛金の加入者負担額

ウ．均等控除方式の場合における掛金控除終了時期

(2) 当該事業年度末の決算(財政検証)時における各数値が以下のとおりであった。この場合、「前詰め控除方式」、「均等控除方式」のそれぞれの方法による控除後掛金月額（平成 20 年 4 月分）を計算せよ。なお、計算の過程を必ず解答用紙に示すこと。（解答にあたっては、計算過程及び最終計算結果について、小数第 2 位を四捨五入すること。）

事業年度の末日（財政検証基準日）：平成 19 年 3 月 31 日

財政計算上の予定利率：4.5%

純資産額：10,000

数理上資産額：9,500

規則第 62 条第 1 号に定める要件を満たす基礎率を用いて

計算した（積立上限額の算定に使用する）数理債務：6,000

最低積立基準額：5,000

掛金拠出時期：毎月（年 12 回）

掛金控除開始時期：平成 20 年 4 月

控除前の掛金月額（加入者負担なし）：600

確定年金現価率（予定利率 4.5%、控除期間 1 年、年 12 回拠出）：11.7

確定年金現価率（予定利率 4.5%、控除期間 2 年、年 12 回拠出）：22.9

確定年金現価率（下限予定利率、控除期間 1 年、年 12 回拠出）：11.9

確定年金現価率（下限予定利率、控除期間 2 年、年 12 回拠出）：23.7

問題5．以下の各問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙に記入のこと。(25点)

- (1) 適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行に関する財政上・制度設計上の経過的取扱いを列挙せよ。
- (2) 適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行促進を行う上で財政上・制度設計上障害となっている問題点を挙げ、それを解決する方策について所見を述べよ。(解答用紙3枚以内)

年金法令・制度運営(解答例)

問題 1.

(1)	合意	家庭裁判所
	按分割合	50
	第 3 号被保険者からの請求	

(2)	3
-----	---

(3)	グループ	企業
	総合設立	5
	法 138 条第 5 項に規定する掛金 (設立事業所の減少に係る掛金)	後発債務
	一括償却	

(4)	60	24
	150	10
	財政計算	

(5)	移換加入者	移換相当額
	(個人別) 最低積立基準額	数理債務
	最低積立基準額	

(注) とは順不同

(6)	年金現価相当額	10
	労働組合又は使用人の過半数の同意	退職金規程
	給付改善	合併又は営業譲渡
	給付の増額	給付の種類
	臨時拠出金	給付の額を減額

(7)	従業員拠出	退職給付債務
	年金資産	勤務費用
	中小企業退職金共済	要拠出額

(注) と は順不同

(8)	その内容が関係者に開示
-----	-------------

問題 2 .

次の内容が簡潔に記載されていればよい。

- (1) 複数制度を採用している場合、予定退職率については同一のものを使用することを原則とするが、例えば、厚生年金基金制度において基本部分と加算部分の対象とする従業員の範囲が大幅に異なるなど、別々に計算することに合理的な理由があると考えられる場合には、各制度ごとに算定することもできるものとする。また、予定死亡率についても、業務上死亡の発生の可能性が明らかに異なるなど合理的な理由がある場合を除いて、原則としては各制度に同一のものを使用する必要がある。

なお、企業年金制度と退職金制度で対象となる従業員の範囲が基本的に同一である場合（退職金制度を全部移行している企業年金制度の場合を含む。）には、企業年金制度の財政運営で使用している予定退職率を、両制度に係る会計上の債務・費用の評価にそのまま用いることができるものとする。その場合、当該予定退職率の中には、安全割掛け等の保守的な見込みを行っているものもあり、会計上の評価に用いることの妥当性については検証が必要である。

また、予定昇給率についても、企業年金制度と退職金制度で対象となる給与が同じである場合には、企業年金制度の財政運営で使用しているものを、両制度に係る会計上の債務・費用の評価にそのまま用いることができるものとする。

- (2) 予定退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連結決算対象等の企業集団において、企業間の人事交流があるために会社間異動の影響を排除する場合や各企業で同様の退職率を有すると考えられる場合など、企業集団全体で退職率を算定することが合理的であると考えられる場合には、当該取扱いによる予定退職率を用いることができるものとする。

なお、予定退職率が企業集団の主要な企業のみで算定されており、当該企業集団に属するが当該退職率の算定対象でない企業であっても、統計データ数が少なかったり、統計データの収集が困難である場合や人事交流が多いなどの理由により適正に算定できない場合には、当該予定退職率を使用することができるものとする。この場合、同様の退職率を有するとみなせるかどうかなど、この予定退職率を使用することについての妥当性の検証は必要である。

また、予定昇給率についても、企業間の給与水準等の格差を検証した上で、企業集団全体ないしは一部の企業集団で算出したものを使用しても合理的であると考えられる場合には、当該取扱いによる予定昇給率を用いることができるものとする。

問題 3 .

	A		D		B		E
	C		C		F		J
	年金給付等積立金				積立金		

問題 4

(1)

ア．掛金の控除開始時期

遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始すること

イ．掛金の加入者負担額

掛金の一部を加入者が負担している場合には、掛金控除後の加入者負担額が、掛金控除後の掛金額の2分の1を超えないこと

ウ．均等控除方式の場合における掛金控除終了時期

(掛金控除開始時から)当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において掛金を控除すること

(2)

$$\begin{aligned} \text{積立上限額} &= \text{MAX}(\text{数理債務、最低積立基準額}) \times 1.5 \\ &= \text{MAX}(6,000、5,000) \times 1.5 = 9,000 \end{aligned}$$

よって、数理上資産額が積立上限額を上回った額： $9,500 - 9,000 = 500$

事業年度末(平成19年3月31日基準)における下限予定利率が1.2%であるため、

平成20年4月からの控除対象額： $500 \times 1.012 = 506$

従って、求める控除後掛金月額は以下の通り。

【前詰め控除方式】

平成20年4月分の控除後掛金月額： $600 - 506 = \underline{94.0}$

【均等控除方式】

平成20年4月～平成21年3月までの期間、均等に掛金控除するため、

控除額(月額)： $506 / 11.9 = 42.521 \dots \quad 42.5$

平成20年4月分の控除後掛金月額： $600 - 42.5 = \underline{557.5}$

問題 5.

(1)

適格退職年金から確定給付企業年金へ移行する場合の財政上・制度設計上の経過措置については、確定給付企業年金法施行令(以下「令」)、確定給付企業年金法施行規則(以下「規則」)に以下の記載がある。解答するにあたっては、「権利義務移転承継の場合」と「事業主に返還される金額を事業主が掛金として払い込む場合」に分けて、これらの内容が簡記されていればよい。

< 権利義務移転承継の場合 >

適格退職年金からの移行に係る老齢給付金支給開始要件および脱退一時金の支給要件の特例

令附則第四条 法附則第二十五条(権利義務移転承継に関する規定)第四項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第二項の政令で定める要件(老齢給付金支給開始要件)は、次のいずれかとする。

- 一 法第三十六条第二項各号に掲げる要件(本則に定める老齢給付金支給開始要件)
- 二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人税法附則第二十条第三項に規定する退職年金の支給要件

令附則第五条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項の政令で定める要件(脱退一時金支給要件)は、次のいずれかとする。

- 一 法第四十一条第二項各号に掲げる要件(本則に定める脱退一時金支給要件)
- 二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第一号に規定する退職一時金の支給要件

令附則第六条 法附則第二十五条第四項の規定にかかわらず、同項の移行適格退職年金受益者等以外の当該確定給付企業年金の加入者等に支給される老齢給付金及び脱退一時金については、法第三十六条第四項及び法第四十一条第三項の規定を適用する。

移行適格退職年金受益者等が掛金を負担する場合の特例

令附則第七条 法附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等の確定給付企業年金の加入者(移行適格退職年金受益者等に限る。)が法第五十五条第二項の規定により掛金の一部を負担する場合にあっては、第四条(第一号に係る部分に限る。)の規定(実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと)は、適用しない。

適格退職年金から移行した場合の財政計算(の計算基準日)

規則附則第七条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする厚生年金適用事業所の事業主であって規約型企業年金を実施しようとするもの及び当該権利義務を承継する基金を設立しようとする事業主は、当該権利義務を承継することとなる日(以下この条において「承継日」という。)前一年以内のいずれかの日又は当該権利義務の承継に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。

2 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする場合であって、当該確定給付企業年金の掛金の額を変更する必要があるときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、承継日前一年以内のいずれかの日又は当該確定給付企業年金の事業年度の末日若しくは当該権利義務の移転に係る適格退職年金契約における事業年度の末日(承継日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、掛金の額の算定を行うものとする。

3 前二項の掛金の額は、第二十四条第一号に規定する財政計算を行って算定するものとする。

適格退職年金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の算定に関する経過措置

規則附則第八条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第四十六条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第一号中「二十年」とあるのは「平成十四年四月一日から移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。))を三十年から控除した年数」と、同条第一項第三号中「百分の十五」とあるのは「百分の十に平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。))に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数」とする。

適格退職年金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置

規則附則第九条 法附則第二十五条第一項の規定に基づく移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する第五十四条第二項の規定の適用については、当該適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継することにより増加することとなる最低保全給付の額に、平成十四年四月一日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を十五から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。)を十五で除して得た数を乗じて得た額を同項の規定により控除する額に加算することができるものとする。

適格退職年金から移行した場合の積立不足による再計算に関する経過措置

規則附則第十条 法附則第二十五条第一項の規定に基づく適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務の承継に係る確定給付企業年金に対する第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「二十年」とあるのは、「平成十四年四月一日から当該権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を三十年から控除して得た年数」とする。

< 事業主に返還される金額を事業主が掛金として払い込む場合 >

事業主に返還される金額を事業主が掛金として払い込む場合の特例

規則附則第十三条 事業主が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第九号口の規定に基づき適格退職年金契約の全部又は一部を解除したことにより返還される金額を当該事業主が確定給付企業年金の加入者となった同項第二号に規定する受益者等の過去勤務債務の額に係る掛金として特別掛金額を払い込む場合にあっては、第四十六条の規定にかかわらず、直ちに一括して払い込むものとする。

(2)

解答にあたっては、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行促進を行う上で、財政上または制度設計上障害となっている問題点を挙げ、その問題点に対して自分なりの意見(所見)を入れて如何にして解決できるかについて論述できていれば良い。

但し、単なる知識の羅列に留まらず、自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述して頂きたい。

問題点としては、例えば以下のような事項が挙げられるが、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

給付設計上の経過措置が権利義務承継時点で既に加入者である者のみを対象としていること
以下の例のように、適格退職年金では認められているが、確定給付企業年金では認められていない制度設計上の規制が存在すること

- ・ 確定給付企業年金においては、休職期間の一部のみ(例:2分の1)を加入者期間に含める取扱いができない。
- ・ 他の制度の給付相当額を控除する方式(例:厚生年金基金との完全調整方式等)で給付額を決める方法が、確定給付企業年金においては認められない場合がある。

財政上の経過措置が平成14年4月1日を基準としているため、既にその効力が半減していること

厚生年金基金の代行返上では移行時の一括拠出が認められているが、適格退職年金からの移行にあたっては、一括拠出が認められていないこと

以上